

2.都道府県アンケート調査結果

1. 本調査の背景・目的

2. 実施概要

調査対象 47 都道府県

配布・回収 メールによる調査票の配布及び回収

実施時期 2018 年 1 月

回答件数 46 都道府県（回答率 97.8%）

設問概要

- I. 都道府県による市町村職員を対象とした研修の実施状況
- II. 都道府県による市町村同士のネットワーク構築等にかかる支援の実施状況
- III. 都道府県による市町村職員の人材育成支援にあたり、その企画・実施体制や体制上の工夫等
- IV. 市町村職員の人材育成支援に向けて実施してほしい都道府県支援の内容等

※報告書を読む際の注意事項

- 選択肢のある設問は、回答のあった 46 都道府県に対する割合を算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって、単一設問の場合でも、各選択肢の数値の合計が 100.0%にならない場合がある。
- 本文や図表中の選択肢表記は、場合によって語句を短縮・簡略化している場合がある。
- 自由回答については、明らかな誤字を除き、原文のままを記載した。

3. 調査結果

I. 都道府県による市町村職員を対象とした研修の実施状況

問2. 地域包括ケアの推進に向けては、特に市町村における関連部署の新任者（※1・2）に対して、地域包括ケアの考え方や事業の進め方等の理解を深める機会を提供することが重要だと考えられます。平成26年度から平成29年度までの期間に、地域包括ケアに関連したテーマで、貴都道府県が企画・実施した市町村職員向け研修・セミナーにおいて、関連部署の新任者を主たる対象者として（※3）明確に設定して実施したことがありますか。

※1：ここで言う「関連部署」とは、主として介護保険における地域支援事業等を所掌する部署のことを指します（問3も同様）

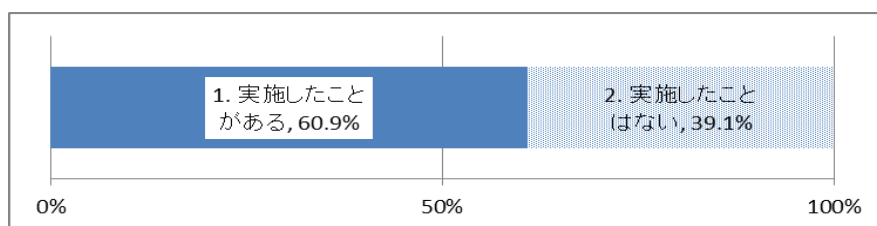
※2：ここで言う「新任者」とは、採用や人事異動によって当該部署に新規に配属された者のことを指します（以前に当該部署に所属し他部署を経由して再度配属された者も含む）

※3：関連部署の新任者を主たる対象としつつ新任者以外も参加可能とした場合も含みます

（単一回答）（N=46）

約6割（60.9%）の都道府県で、関連部署の新任者を主たる対象者として明確に設定し市町村職員向け研修・セミナーを企画・実施している。

	実数	%
1. 実施したことがある	28	60.9%
2. 実施したことはない	18	39.1%



問2-1. 問2で「1.実施したことがある」を選択した場合、実施したことがある研修のテーマを以下から選択ください（あてはまるもの全て）

※：一日の研修の中の1コマとして実施した場合も含まれます

（複数回答）（n=28）

前問で「関連部署の新任者を主たる対象とした市町村職員研修」を実施していると回答した28都道府県に対して、実施したことがある研修テーマとその実施形式を聞いた。

実施したことがある研修テーマ・形式として過半数を超えていたものは、「1. 地域包括ケアについての総論」をテーマとした「①制度改正等についての行政説明」（60.7%）、「②講演・講義（事例報告含む）」（50.0%）、「7. 地域包括支援センター」をテーマとした「①制度改正等についての行政説明」（53.6%）、「②講演・講義（事例報告含む）」（57.1%）である。

また、「7. 地域包括支援センター」をテーマとする研修では、「③グループワーク・ディスカッション」形式での実施が他のテーマと比べると比較的多い（42.9%）のが特徴として挙げられる。

	①制度改正等についての行政説明		②講演・講義（事例報告含む）		③グループワーク・ディスカッション		④その他	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
1. 地域包括ケアについての総論	17	60.7%	14	50.0%	3	10.7%	0	0.0%
2. 介護予防・日常生活支援総合事業	10	35.7%	9	32.1%	4	14.3%	1	3.6%
3. 生活支援体制整備事業	11	39.3%	10	35.7%	8	28.6%	0	0.0%
4. 在宅医療・介護連携推進事業	9	32.1%	9	32.1%	4	14.3%	0	0.0%
5. 認知症総合支援事業	11	39.3%	9	32.1%	6	21.4%	0	0.0%
6. 地域ケア会議	13	46.4%	10	35.7%	8	28.6%	1	3.6%
7. 地域包括支援センター	15	53.6%	16	57.1%	12	42.9%	0	0.0%
8. その他	4	14.3%	2	7.1%	0	0.0%	0	0.0%

	①制度改正等についての行政説明	②講演・講義（事例報告含む）	③グループワーク・ディスカッション	④その他
1. 地域包括ケアについての総論	60.7%	50.0%	10.7%	0.0%
2. 介護予防・日常生活支援総合事業	35.7%	32.1%	14.3%	3.6%
3. 生活支援体制整備事業	39.3%	35.7%	28.6%	0.0%
4. 在宅医療・介護連携推進事業	32.1%	32.1%	14.3%	0.0%
5. 認知症総合支援事業	39.3%	32.1%	21.4%	0.0%
6. 地域ケア会議	46.4%	35.7%	28.6%	3.6%
7. 地域包括支援センター	53.6%	57.1%	42.9%	0.0%
8. その他	14.3%	7.1%	0.0%	0.0%

「8.その他」の具体的な研修テーマ

形式	都道府県	回答
①制度改正等についての行政説明	茨城県	高齢者栄養ケア推進事業，リハビリテーション専門職派遣事業について
	和歌山県	権利擁護
②講演・講義（事例報告含む）	奈良県	高齢者施策・介護保険全般
	鹿児島県	介護人材確保について，施設整備に関する内容

研修の概要(テーマ、実施内容、頻度等)

都道府県	回答
北海道	関連資料：「平成 26～29 年度 地域包括支援センター職員研修実施要綱」の研修テーマを参考に記入。
宮城県	毎年、地域包括支援センター業務に関わる市町村職員及びセンター職員（新任及び人事異動で配属された職員）を対象に、主要 3 業務に関する研修会を実施
山形県	・ 自立支援型地域ケア会議コーディネーター養成講座（地域ケア会議のコーディネータースキルの養成講座（H28、H29 年 3 回講座）） ・ 地域包括支援センター新任研修（地域包括支援センターの業務である、高齢者総合相談、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントに関する研修会を開催（H26～年 1 回））
茨城県	・ 地域包括支援センター初任者向け研修（年 2 回） ・ 本県が独自に養成している「地域ケアコーディネーター」の初任者研修（年 1 回）
群馬県	・ 市町村新任介護保険事務担当者会議 ・ 地域包括支援センター初任者研修
埼玉県	・ 市町村介護保険担当新規採用職員研修 1 回／年 ・ 地域包括支援センター新任者研修 1 回／年
石川県	・ 地域包括支援センターの新任職員向けの研修 ・ 主に地域包括ケアシステム概論と包括的支援事業（センターの運営）について
福井県	平成 25～26 年に、県内全市町のコーディネーター（専任または兼任の保健師・看護師）を対象に、在宅医療・介護連携の先行事例を紹介する研修。
山梨県	「平成 29 年度地域包括支援センター職員研修（新任者研修）カリキュラム」（2 日間）を実施。
静岡県	地域包括支援センター職員研修、認知症施策推進事業、地域包括ケアについての総論、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議活用推進事業、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）で各種研修を実施。
滋賀県	全ての項目を一つ一つ取り上げた研修を行っている訳ではないが、どの研修においても地域包括ケアシステムの考え方にに基づき開催している。
京都府	毎年 1 回市町村等の介護保険新任担当者を対象とした介護保険制度全般の研修会
和歌山県	地域包括支援センター等職員初任者研修（委託実施、1 回/年） （一財）長寿社会開発センターが実施する地域包括支援センター職員基礎研修）
岡山県	①地域包括ケア：H27 制度改正の解説（H26 年度 1 回）、地域包括ケアシステムの講義（H26 年度 1 回） ②介護予防・日常生活支援総合事業：（H26 年度研修 3 回、H27 年度研修 6 回、H29 年度：研修 2 回） ③地域ケア会議：（H28 年度研修 6 回、H29 年度研修 2 回）
広島県	年 1 回、初任者を対象に（初任者以外の参加も可能）、地域包括ケアについての総論を中心として、2～7 の各項目に関する内容も含めたセミナーを開催
香川県	地域包括支援センターの業務について 年 1 回 認知症カフェ、認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員 各年 1 回
熊本県	別添、02-1-1 市町村介護保険担当新人職員研修、02-1-2 地域包括支援センター・市町村職員等研修会（初任者向け）、02-1-3 生活支援コーディネーター養成研修会 参照

都道府県	回答
宮崎県	平成 27 年度：地域包括ケアシステム全般、認知症施策、地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進事業（年 4 回実施） 平成 28 年度：地域包括ケア全般、認知症施策、地域ケア会議、介護予防、生活支援体制整備、在宅医療・介護連携推進事業（年 14 回実施） 平成 29 年度：地域包括ケア全般、認知症施策、地域ケア会議、介護予防、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業（年 12 回予定）

問3. 地域包括ケアの推進に向けては、市町村における関連部署の担当者だけでなく、管理職（※1）に対しても、地域包括ケアの考え方や事業の進め方等について理解を深める機会を提供することが重要だと考えられます。平成26年度から平成29年度までの期間に、地域包括ケアの推進に関連したテーマで、貴都道府県が企画・実施した市町村職員向け研修・セミナーにおいて、関連部署の管理職を主たる対象者として（※2）明確に設定して実施したことがありますか。

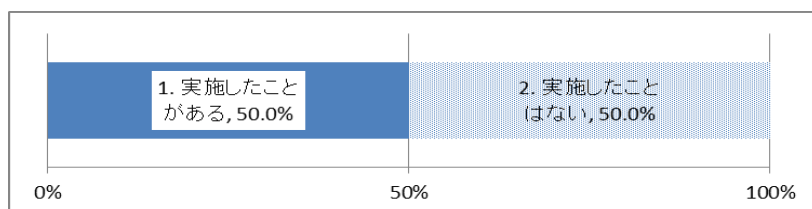
※1：ここで言う「管理職」とは、主に部長・課長等の決裁権限を持つ者のことを指します

※2：管理職を主たる対象としつつ、管理職以外も参加可能とした場合も含みます

（単一回答）（N=46）

半数の都道府県で、管理職を主たる対象とした市町村職員研修を企画・実施している。

	実数	%
1. 実施したことがある	23	50.0%
2. 実施したことはない	23	50.0%



研修の概要（テーマ、実施内容、頻度等）

都道府県	回答
岩手県	平成26年度岩手県地域包括ケア推進市町村トップセミナー （平成26年8月25日開催） ※対象は市町村長としたが、本人出席は33市町村中11名。22市町村は代理出席。 1 地域包括ケアシステムの構築に向けて 厚生労働省老健局振興課長 高橋 謙司 氏 2 地域包括ケアシステム構築への実践的な取組について ～公立みつぎ総合病院の取組 広島県尾道市公立みつぎ総合病院 名誉院長・特別顧問 広島県地域包括ケア推進センター長 山口 昇 氏
宮城県	・地域包括ケアシステムの概念、考え方について、市町村の介護保険担当や人事担当部課長を参集範囲とした研修会を実施。 ・生活支援体制整備事業に係る上長向け研修の実施
山形県	・地域包括ケアシステムトップセミナー（地域包括ケアシステムの意義等についてのトップセミナー 講師：田中滋先生（H26）） ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域課題の把握の重要性に関するトップセミナー 講師：埼玉県和光市東内部長（H27） ・計画策定に向けたトップセミナー 講師：埼玉県和光市東内部長（H29）
栃木県	管理者・実務担当者を対象として、次のとおり実施 H27: テーマ「自治体内や関係者との連携体制の構築」 講義・実践報告・グループワーク

都道府県	回答
	H28:テーマ「地域マネジメントの重要性・県と市町村との一体的な計画策定における調査の実施」 講義・実践報告・グループワーク H29:テーマ「地域包括ケアシステムの構築に向けた『連携システム』の構築」 講義・グループワーク なお、H26 と H29 には、副市町村長を対象に、地域包括ケアに関するセミナーを開催。
埼玉県	介護予防・日常生活支援総合事業全般に係る研修（事例発表・グループワーク） 1 回／年 地域包括支援センター管理者研修 1 回／年
石川県	介護保険制度改正について、地域包括ケアシステムの理解・推進について等
福井県	市町等介護保険担当課長会議において実施
愛知県	会議名：平成 29 年度地域包括ケア市町村管理職合同会議 テーマ：在宅医療・介護連携の推進に向けて
三重県	平成 26 年度より毎年 1 回、市町長等を対象にトップセミナーを開催している。平成 28 年度は、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために」というテーマで知事も講演を行った。
滋賀県	【自立支援型介護予防に関する市町トップセミナー】（平成 29 年度・1 回開催） 介護保険法の改正により、被保険者の自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防および要介護状態等の軽減・悪化の防止等に関して取り組むべき施策・目標等が市町村介護保険事業計画の記載事項として追加されたこと等を踏まえ、被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関して取り組むべき施策（介護予防のための地域ケア個別会議の普及展開等）に関する考え方等を市町のトップ層（概ね課長級以上の幹部職員）に知っていただくことを目的として開催したもの。 ○内容 ・厚生労働省担当者による講演 ・質疑応答および意見交換
大阪府	介護予防にかかる市町村トップセミナー
兵庫県	「地域支援事業に関する市町担当課長等説明会」 ・開催時期・頻度 毎年度当初（4 月）開催 ・主な対象者 地域支援事業を所管する市町の担当課長 等（その他、市町担当職員、関係団体、健康福祉事務所職員が参加） ・内容 別添「平成 29 年度地域支援事業に関する市町担当課長等説明会_次第」参照
奈良県	地域包括ケアシステムの深化に向けたトップセミナー テーマ：「これから市町村に求められる地域マネジメント力」 実施内容：趣旨説明（地域包括ケア推進室長、長寿社会課長） 講演：大阪府大東市地方創生局兼保健医療部高齢介護室 課長参事 理学療法士 逢坂 伸子 氏 グループワーク、フロアディスカッション 頻度：1 回（平成 29 年 7 月 4 日） 平成 29 年度 地域包括ケア推進セミナー（予定） テーマ：持続可能な地域での生活を支える ～関連事業の一体的な取り組みを見出す～ 実施内容：行政説明（地域包括ケア推進室 包括ケア推進係） モデル市町村からの取組報告（自立支援型地域ケア会議推進事業、

都道府県	回答
	地域づくりによる介護予防推進モデル事業) 地域リハビリテーション活動支援事業について (リハビリテーション専門職団体) グループワーク 頻度：1回(平成30年2月16日)
和歌山県	① テーマ「自立支援型ケアマネジメント推進セミナー」別添1、2(H28に1回) ② テーマ「介護保険マネジメント市町村トップセミナー」別添3、4(H28に1回)
島根県	会議名：地域包括ケアシステム関係機関連絡会議 実施内容：地域包括ケアシステムを構築する関係機関、団体との意見交換、グループワーク 開催頻度：年度2回
広島県	在宅医療・介護連携推進事業に係る市町及び地区医師会の連携をテーマに、東京大学高齢社会総合研究機構 辻哲夫教授を講師として招きセミナーを開催。開催案内の際、市町管理職及び各地区医師会長の出席を依頼(H28年度)
高知県	・H27.4.20 介護予防・日常生活支援総合事業への移行について ・H28.5.13 介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスの構築及び地域包括ケアの必要性と医療・介護連携の意義について
福岡県	○地域包括ケア推進セミナーの開催 対象：市町村の担当部課長、地域包括支援センター管理者 (平成26年度) 受講者数：150名 内容：「地域包括ケアシステムの構築及び地域ケア会議の役割について」 「杵築市における地域ケア会議の取組について」 (平成27年度) 受講者数：165名 内容：「地域包括ケアシステム構築に向けた国の施策と市町村に期待される役割 ～第7期計画策定に向けて～」 「地域ケア会議を活用した介護予防・日常生活支援総合事業の取組について」 (平成28年度) 受講者数：138名 内容：「地域包括ケアシステム構築に向けて」 「地域力を活かした住民主体の地域づくり」 (平成29年度) 受講者数：147名 内容：「地域包括ケアシステム構築に向けた国の施策動向と市町村に期待される役割」 「地域包括ケアを推進する地域ケア会議の運営における管理者の役割」
佐賀県	地域包括ケアシステム構築に係る介護保険の地域支援事業に関する会議・研修会 四半期に1回程度
熊本県	○市町村担当課長会議の開催 ①市町村支援班(13:10～13:40) ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案について ・第6期介護保険事業計画の推進と第7期計画の策定準備について ・介護保険制度改正における費用負担等に関する事項等について ・社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度について ・介護給付適正化の推進について ・介護相談員派遣等事業について ・介護保険における指導監督業務の適切な実施について 等

都道府県	回答
	②認知症対策班（１３：４０～１４：２０） ・認知症施策の概要 ・認知症医療体制について ・認知症介護体制について ・認知症地域支援体制について ・高齢者の権利擁護推進 ③地域ケア推進班（１４：２０～１５：００） ・医療・福祉を取り巻く状況について ・地域包括ケアシステムと熊本型自立支援ケアマネジメントについて ・在宅医療の推進について ・医療と介護の連携について ・介護予防・生活支援、地域リハビリテーションについて ・中山間地地域での基盤づくり、民間活動の促進について ・熊本地震への対応について 等 ④ ①～③の説明に関する質疑応答（１５：００～１５：１０）
宮崎県	平成 27～29 年度：高齢者福祉・介護保険担当係長会議を年度初めに開催 平成 28 年度：首長を対象とした地域包括ケアに係るトップセミナーを開催
鹿児島県	新しい総合事業、医療と介護の連携について、市町村の首長及び関係部課長を対象としたセミナーを開催した（H27 年 10 月～11 月）

問4. 地域包括ケアの推進に向けた市町村職員研修は、個別の地域支援事業ごとに研修テーマを設定し、当該事業の担当者のみを対象として実施されるのが一般的ですが、個別の事業の枠組みにとらわれず、地域包括ケアシステムのあり方全般等について考える機会も重要と考えられます。次のうち、平成26年度から平成29年度までの期間に、貴都道府県が企画・実施した市町村の担当職員向け研修・セミナーをご回答ください。（あてはまるもの全て）

※：一日の研修の中の1コマとして実施した場合も含みます

（複数回答）（N=46）

半数（50.0%）の都道府県で、「そもそも地域包括ケアシステムとは何かを考え、理解するための研修やセミナー」と「複数の地域支援事業間の連動性や関連性等を理解するための研修やセミナー」を「講演・講義形式（事例報告含む）」で実施している。一方で、無回答（＝実施していない）の自治体も、それぞれ半数近くに上った。

「住宅や都市整備分野等の、医療・福祉分野以外の施策・事業も含めた取り組みを考えるための研修やセミナー」を実施しているのは1県（群馬県）のみであった。

	①講演・講義（事例報告含む）		②グループワーク・ディスカッション		③その他		無回答	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
1. そもそも地域包括ケアシステムとは何かを考え、理解するための内容（単純な制度改正に関する行政説明は除く）	23	50.0%	13	28.3%	0	0.0%	22	47.8%
2. 複数の地域支援事業間の連動性や関連性等を理解するための研修やセミナー	23	50.0%	20	43.5%	2	4.3%	20	43.5%
3. 住宅政策や都市整備分野等の、医療・福祉分野以外の施策・事業も含めた取り組みを考えるための研修やセミナー	1	2.2%	1	2.2%	0	0.0%	45	97.8%
4. その他	3	6.5%	4	8.7%	2	4.3%	0	0.0%

	①講演・講義（事例報告含む）	②グループワーク・ディスカッション	③その他	無回答
1. そもそも地域包括ケアシステムとは何かを考え、理解するための内容（単純な制度改正に関する行政説明は除く）	50.0%	28.3%	0.0%	47.8%
2. 複数の地域支援事業間の連動性や関連性等を理解するための研修やセミナー	50.0%	43.5%	4.3%	43.5%
3. 住宅政策や都市整備分野等の、医療・福祉分野以外の施策・事業も含めた取り組みを考えるための研修やセミナー	2.2%	2.2%	0.0%	97.8%
4. その他	6.5%	8.7%	4.3%	0.0%

「4.その他」の具体的な研修テーマ

都道府県	形式			回答・意見
	①講演・講義 (事例報告含む)	②グループワーク・ ディスカッション	③その他	
岩手県	●			人口減少時代の新たなまちづくり・ふるさとづくり、被災者支援から見える地域包括ケア
群馬県				「認知症の人に優しい地域づくりについて産業の視点から考えるセミナー」、「市町村在宅医療・介護連携担当者会議」、「生活支援体制整備事業担当者会議」等の中で実施。
東京都	●	●		東京ホームタウンプロジェクト
大阪府			●	認知症施策と在宅医療・介護連携推進事業担当者を二次医療圏ごとに集め、問題意識や課題等を共有する会議の開催
島根県	●	●		県全域：小さな拠点づくり担当部署との合同研修 各圏域：各保健所が実施する連絡会議、研修
愛媛県		●	●	地域包括ケア人材育成事業、介護予防（地域支援事業）推進事業
沖縄県		●		離島町村情報交換会として、地域包括ケアシステム構築に向けた視点を持つことができるよう、医療・介護連携推進事業を中心として、事業を実施するうえで連動する関連事業に係る各離島での取組や工夫等の情報交換を実施。

実施／未実施の理由、考え方、問題意識

分類	都道府県	回答・意見
実施の理由	岩手県	平成 26 年度においては、地域包括ケアシステムについて理解を深めて貰うため、市町村長を対象としたトップセミナーとともに、岩手県地域ケア会議実務者セミナーを、「地域ケア会議の実践から「地域包括ケアのまちづくり」を考える」とのテーマで、実践報告、講演、パネルディスカッション等を開催した。 平成 27 年度以降は、対象を市町村職員に限定せず一般県民にまで拡大したセミナーを開催し地域包括ケアシステム構築に向けた機運の醸成と普及啓発に取り組んでいる。
	宮城県	地域包括ケアの推進にあたっては、推進主体である市町村において、キーパーソンとなる介護保険担当部課長や人事組織・政策担当部課長の理解が重要と考え実施した。
	栃木県	地域の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築に向け、理念の理解や手段としての各事業の意味づけや一体的な実践が不可欠なため。
	新潟県	地域包括ケアシステム構築に向けて、地域支援事業の各事業を連動させながら実施することが必要不可欠であると考えたため。

分類	都道府県	回答・意見
	三重県	平成 27～28 年度、地域ケア会議の推進と受け皿となる地域支援事業の充実をめざし、ブロック別地域ケア会議勉強会や、地域ケア会議推進研修会を実施した。市町の進捗状況にはバラツキがあるので、個々に支援する必要性を実感した。
	滋賀県	地域包括ケアシステム構築の目的は「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けること」であり、自分たちが目指す市町の姿はどのような姿なのか、その姿を住民や関係機関らと共有できているのか、目的に振り返ることが重要である。 地域支援事業もそのためのツールであり、どの事業の目的も対象も同じである。市町においては、各取組が進められているところであるが、担当者からは、担当者間の連携がうまく図れない、担当事業に手一杯で互いの取組状況まで把握できない、会議体やコーディネーター等の役割に重複があるのではないかな等の声が聞かれ、日々目の前の業務に追われている現状がみられた。そのため、何のためにそれぞれの事業を実施しているのか一度振り返り、本来の目的（市町が目指す姿）を再確認し、事業の重複がないか、連動ができないか、同じ市町の担当者間で考える機会を設けた。
	徳島県	実施（平成 28 年度） 地域包括ケアシステムを適切に理解し、地域支援事業を効果的・効率的に推進していくために開催。
	香川県	地域包括ケアシステムのあり方を理解しているという前提で研修会を実施している
	高知県	地域包括支援センターの職員が多くの業務を兼務しており、各事業について十分な取組が出来ていないとの声があったため、各事業を連動させ効果的・効率的な事業の取組につながるよう研修会を開催。
未実施の理由	埼玉県	多数の関係部署や担当間の連携が必須となるため、実施が困難
	鳥取県	個別の地域支援事業ごとの研修テーマを設定、研修を実施している。
	千葉県	地域包括ケアシステムの概念は多方面にわたっており、研修のプログラム構成が難しい。
	佐賀県	個別の事業ごとに研修を多数開催しており、総合的な研修の実施に至っていない。新たな研修の実施にあたっては、市町職員の負担感にも配慮する必要がある。
	熊本県	選択肢の内容については、特設テーマとして研修等を行っているわけではないが、各事業の研修会等を開催する際には、必ず地域包括ケアシステムのあり方全般等の説明や講演を取り入れている。また、地域支援事業や在宅医療における医療・介護・生活支援の連動など事業間の連動の重要性については説明することも多い。
考え方・問題意識・その他・研修内容など	北海道	北海道では、各総合振興局（振興局）において、所管する市町村に対し意見交換会等を実施し、理解を深める機会を支援している。
	山形県	地域包括ケアシステム構築セミナー（第 7 期計画策定に向けた地域診断及び課題把握に関する研修会を開催。 講師：大分県杵築市課長（H28））
	茨城県	本県が独自に養成している「地域ケアコーディネーター」の初任者

分類	都道府県	回答・意見
考え方・問題意識・その他・研修内容など		研修において、地域包括ケアシステム及び介護保険制度全般に関する講義を実施。
	京都府	総合事業、一般介護予防事業、生活支援体制整備事業の連動性・関連性を踏まえた地域づくりに関する研修会を実施。
	大阪府	地域包括ケアシステムの構築には、「我が町をどう作るか」について、考えなければならぬため、一事業だけを見るのではなく、全体を見渡す視点をもつことも大事であると考えている。
	兵庫県	「2. 複数の地域支援事業間の連動性や関連性等を理解するための研修やセミナー」については、単独の1日研修ではなく、各事業の研修会・説明会の中で説明、事例報告を実施。また、講義だけでなく、市町担当者間でのグループディスカッションや意見交換等を実施し、意識付けを行ってきた。 ※各研修の対象者は、基本的に事業担当者としているが、担当者以外の者（他部署の職員等）の参加も希望があれば受け付けている。
	島根県	島根県では、県内7つある保健所に地域包括ケア専任スタッフを1名ずつ配置しており、各保健所において圏域内市町村職員、医師会、ケアマネ協会等関係者を集めた多職種連携会議や研修等を行っている。また、首長、病院長及び医師会長が意見交換する場を保健所において開催している圏域もある。 地域包括ケアシステム構築が市町村で進むよう、「場づくり」（関係者会議）、「人づくり」（研修会）、「仕組みづくり」（入退院連携等）を県（保健所）の役割として支援している。
	岡山県	地域ケア会議、総合事業、介護予防、生活支援体制整備のそれぞれの研修において、地域包括ケアシステムの考え方を確認しながら、各事業の関連性が理解できるように、解説している。
	広島県	問2の回答に同じ ※問2の回答は次の通り。 「在宅医療・介護連携推進事業に係る市町及び地区医師会の連携をテーマに、東京大学高齢社会総合研究機構 辻哲夫教授を講師として招きセミナーを開催。開催案内の際、市町管理職及び各地区医師会長の出席を依頼（H28年度）」
	愛媛県	29年度は、認知症施策・権利擁護事業（成年後見制度、高齢者虐待防止）・生活支援コーディネーター等の研修をする際に、事業相互乗り入れ・分野を越えて連動させる考え方ができるように工夫して実施している。 介護予防推進事業は、地域支援事業に関する市町への個別支援も行っている。
	福岡県	市町村においては在宅医療・介護連携の取組みに関するノウハウの蓄積が不足していることから、先進事例の紹介や他の自治体との意見交換を行う場を設けることで、市町村が円滑に事業を進められるよう支援している。 取組が遅れている小規模市町村等への支援が課題である。
	長崎県	H29年度 長崎県地域包括ケアシステム構築ロードマップ策定研修会（1回）

分類	都道府県	回答・意見
		長崎県地域包括ケアシステム構築ロードマップ策定第1回検討会 長崎県地域包括ケアシステム構築ロードマップ策定第2回検討会
	宮崎県	年度当初には、担当係長や新任担当者に対し「地域包括ケアとは何か」を少しでも理解していただくため、地域包括ケア全般について人口問題や当事業背景等を踏まえながら講演を行っている。 平成28年度には、先進地である和光市の東内部長を講師としてお招きし、首長に対し地域包括ケアの実践というテーマで講演を行った。
	鹿児島県	地域包括ケアシステムについて改めて考える機会も必要かもしれないが、市町村が地域支援事業などを実施しながら地域の実情に合わせ構築されるものであり、研修の具体的な内容のイメージがつきにくいと考える。
	沖縄県	在宅医療・介護連携推進事業を展開する上で、離島には医療・介護資源に限りがあることが目にみえている。しかしながら、離島町村の中には住民意識（島で最期まで過ごしたい）を確認した上でできることから取組を開始した離島町村が現れている。それらは、住民を巻き込みながら離島に応じた人材育成や確保、その他地域課題に対する取組を地域に応じた形で取り組み始めている。それぞれの離島の取り組みや工夫が様々であり、離島町村が集まって情報交換することにより、相互作用が生まれて離島町村の主体性を持たせながら事業実施をすすめることができる相乗効果がうまれている。

問5. 問4に関連して、次のうち、平成30年度以降、貴都道府県が企画・実施を検討したいと考える市町村職員向け研修・セミナーをご回答ください。（あてはまるもの全て）

（複数回答）（N=46）

平成30年度以降、都道府県が企画・実施を検討したいと考える市町村職員向け研修・セミナーを聞いたところ、現在と比べて、「2. 複数の地域支援事業間の連動性や関連性などを理解するための研修やセミナー」を「①講演・講義」形式で実施した自治体が約10ポイント増え、6割（60.9%）となっている。

また、「3. 住宅政策や都市整備分野等の、医療・福祉分野以外の施策・事業も含めた取り組みを考えるための研修やセミナー」を「①講演・講義」形式で実施したい意向を持つ自治体も約2割（17.4%）に増えている。

「4. その他」のセミナーを「②グループワーク・ディスカッション」または「③その他」の形式で実施したいと考えている自治体も増えている。

	①講演・講義（事例報告含む）		②グループワーク・ディスカッション		③その他		無回答	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
1. そもそも地域包括ケアシステムとは何かを考え、理解するための内容（単純な制度改革に関する行政説明は除く）	22	47.8%	10	21.7%	1	2.2%	22	47.8%
2. 複数の地域支援事業間の連動性や関連性などを理解するための研修やセミナー	28	60.9%	18	39.1%	1	2.2%	17	37.0%
3. 住宅政策や都市整備分野等の、医療・福祉分野以外の施策・事業も含めた取り組みを考えるための研修やセミナー	8	17.4%	4	8.7%	0	0.0%	37	80.4%
4. その他	9	19.6%	11	23.9%	9	19.6%	0	0.0%

		①講演・講義（事例報告含む）	②グループワーク・ディスカッション	③その他	無回答	
1. そもそも地域包括ケアシステムとは何かを考え、理解するための内容（単純な制度改革に関する行政説明は除く）	現在	50.0%	28.3%	0.0%		47.8%
	H30以降	47.8%	21.7%	2.2%		47.8%
2. 複数の地域支援事業間の連動性や関連性などを理解するための研修やセミナー	現在	50.0%	43.5%	4.3%		43.5%
	H30以降	60.9%	39.1%	2.2%		37.0%
3. 住宅政策や都市整備分野等の、医療・福祉分野以外の施策・事業も含めた取り組みを考えるための研修やセミナー	現在	2.2%	2.2%	0.0%		97.8%
	H30以降	17.4%	8.7%	0.0%		80.4%
4. その他	現在	6.5%	8.7%	4.3%		
	H30以降	6.5%	23.9%	19.6%		

「4.その他」の具体的な研修テーマ

都道府県	形式			回答・意見
	①講演・講義 (事例報告含む)	②グループワーク・ディスカッション	③その他	
岩手県	●	●		平成 29 年の改正介護保険法の趣旨を踏まえた、介護予防・重度化防止に資する地域ケア会議の開催や自立支援型ケアマネジメントに係る研修会（トップセミナー及び担当者向け研修会）
山形県	●	●		在宅医療介護連携推進事業関連研修会
東京都	●	●	●	東京ホームタウンプロジェクトにおける中間支援組織（区市町村・地域包括支援センター、社会福祉協議会等）職員向けのセミナーやゼミワーク
福井県	●	●		・「介護予防のための地域ケア個別会議」の取り組みに向けた研修 ・認知症地域支援
三重県	●	●		データ分析と地域課題抽出に関する研修会
滋賀県	●	●	●	市町在宅医療・介護連携推進セミナーの開催（データ分析や評価、取り組み状況等の情報交換など） 地域包括ケアを推進する人材育成 ＜参考：問 6、問 9＞ ①地域コーディネーター人材育成研修 ②在宅医療をチームで行う地域リーダーステップアップ研修会
大阪府			●	認知症施策と在宅医療・介護連携推進事業担当者等を二次医療圏ごとに集め、問題意識や課題等を共有する会議の開催
兵庫県	●	●		地域づくりに関するセミナー（1、3、地域共生社会づくりも含む）
奈良県			●	市町村の地域マネジメント力の向上に向けたモデル市町村向けワークショップの開催、全市町村向けトップセミナー、研修会の開催
島根県	●	●		県全域：小さな拠点づくり担当部署との合同研修 各圏域：各保健所が実施する連絡会議、研修
岡山県			●	地域づくりを通じた介護予防に関する研修会
広島県	●	●	●	地域分析・地域診断手法等に関する研修やセミナー
愛媛県		●	●	地域包括ケア人材育成事業、介護予防（地域支援事業）推進事業
宮崎県			●	各分野における市町村リーダーを育成するための研修
佐賀県			●	必要性は理解できるが他の研修とバランスもあり未定
沖縄県		●		離島町村情報交換会の継続

Ⅱ. 都道府県による市町村間のネットワーク構築等にかかる支援の実施状況

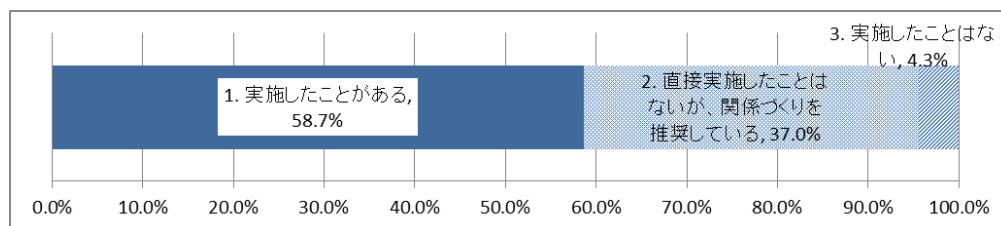
問6. 地域包括ケアの推進に向けた都道府県による市町村支援にあたっては、職員研修が有効な手法の一つですが、集合研修だけでなく、市町村のネットワークづくり等（※）にかかる支援も重要だと考えられます。平成26年度から平成29年度までの期間に、貴都道府県では、そのような市町村のネットワーク構築等にかかる支援を実施したことがありますか。

※：ここで言う「市町村のネットワークづくり等」とは、市町村の担当者どうしが気軽に相談できる関係性の構築や、有識者も含めたネットワーク構築、自主的な学び・議論の場の設定等のことを指します

（単一回答）（N=46）

58, 7%の都道府県が「実施したことがある」としている。「直接実施したことはないが、集合研修などの場でそのような関係づくりを推奨している」（39.1%）と合わせ、9割を超える都道府県で、市町村同士のネットワークづくり等に対する支援の取り組みが行われている。

	実数	%
1. 実施したことがある	27	58.7%
2. 直接実施したことはないが、集合研修等の場でそのような関係づくりを推奨している	17	37.0%
3. 実施したことはない	2	4.3%



実施された場合の具体的な支援内容

分類	都道府県	回答・意見
1. 実施したことがある	岩手県	岩手県認知症初期集中支援チーム運営等研修会（平成27年度～） 認知症地域支援推進員連絡会（平成28年度～） 生活支援コーディネーター連絡会（平成27年度～）
	宮城県	生活支援体制整備事業に関係し、（事業とは別に）年に2回、圏域別及び全県での情報交換会を開催している。
	秋田県	平成27年度から、地域振興局単位で、市町村や医師会等の関係団体による医療・介護・福祉連携促進協議会を開催し、顔の見える関係づくりを促進しているほか、必要に応じて、圏域市町村の担当者会議等を開催している。
	山形県	・市町村認知症施策担当者意見交換会 （4 老人福祉圏域ごとに取り組み事例の発表等による意見交換会を開催（H26）） ・地域づくりによる介護予防推進支援事業情報交換会 （4 老人福祉圏域ごとに取り組み事例の発表等による情報交換会を開催（H29））

分類	都道府県	回答・意見
1. 実施したことがある	茨城県	・保健所単位で、在宅医療・介護連携推進事業に係る市町村担当者の意見交換会を開催 ・生活支援体制整備事業に係る市町村担当者説明会を開催
	栃木県	集合研修のフォローアップとして、健康福祉センター（保健所）単位で、管内市町との情報交換や意見交換等を実施した。
	群馬県	「認知症地域支援推進員意見交換会」「生活支援体制整備市町村意見交換会」等
	千葉県	市町村の在宅医療介護連携推進事業担当者間で、互いの情報共有等を行う会議を圏域ごとに実施。
	東京都	・生活支援体制整備事業に係る情報交換会（各区市町村における生活支援体制整備事業の実施状況、事例、課題等を共有） ・認知症疾患医療・介護連携協議会（二次保健医療圏に1か所整備している地域拠点型認知症疾患医療センターにおいて、医療・介護関係者、区市町村の職員等で構成する協議会を年2回以上開催し、地域のネットワーク構築に向けた検討等を実施）
	新潟県	関係者のネットワーク形成を図るため、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員の情報交換会を開催
	富山県	市町村の担当者を集めた取組状況報告や意見交換が行える場を設けている。
	石川県	研修において、連絡会を合わせて開催し、意見交換の場を設定
	福井県	・認知症地域支援推進員、認知症施策担当者の意見交換会 ・市町等介護保険担当者会議
	三重県	平成28年度より、在宅医療介護連携推進のための地域別広域調整会議を年2回開催し、市町間での意見交換、県内先進市町からの事業紹介などを行った。
	滋賀県	【保健所・県庁が開催する担当者会議】 市町の担当者同士が情報交換できる場を設けている。 【医療福祉推進アドバイザー派遣事業】 市町職員対象、管理職対象等に対し、地域包括ケアシステムの総論的な講演をはじめ、市町の求めに応じ会議や検討の場へアドバイザーを派遣し、個別支援を行っている。 【地域リーダーステップアップ研修会】 各市町においては、地域リーダー研修を受講したメンバーが最初のきっかけとなり、在宅療養支援の充実をめざした多職種協働のため、同職種または多職種間のスキルアップや連携強化を図るための研修や事例検討の場、住民も参画する研究会等の自主的な活動が生まれている。その研究会がより一層活発化し在宅療養支援の充実につながることを目的とした研修会を行っている。 ○これまでの主な内容 ・県内で活動する多職種研究会等の活動概要報告・全体質疑・情報交換 ・グループワーク（多職種連携は何のための行うのか、目的に返るためのケースメソッド）

分類	都道府県	回答・意見
1. 実施したことがある	京都府	市町村担当者会議を題し、意見交換・グループディスカッションなどを実施。市町村間での情報共有を目的に、生活支援体制整備事業、総合事業、在宅医療介護連携推進事業に関する進捗状況の一覧の作成と更新(配布)。
	大阪府	二次医療圏域ごとに医療・介護関係者を集め、特に認知症にかかる連携の枠組み構築を図る研修会。 二次医療圏域ごとに認知症施策、在宅医療・介護連携推進事業担当者による問題意識や課題の共有を図る会議。(問4記載と同内容)
	奈良県	モデル市町村向け研修会での意見交換、広域的な課題に対するモデルプロジェクトの実施 各圏域の地域包括支援センター連絡会(担当課も含む)の後方支援
	和歌山県	総合事業及び認知症施策に関する市町村情報交換会を、県内を複数地域に分けて実施(H27)。
	島根県	場づくり(関係者会議の開催) H28 年度実績 市町課長・担当者会議(3 保健所) 介護予防推進(リハ職・行政)連絡会(雲南) 在宅医療・介護連携推進会議(県央) 市・医師会・保健所コア会議(益田) 認知症ネットワーク会議(3 保健所) 糖尿病対策検討会(県央) 多職種研修会の開催および入退院連携についての意見交換会(益田) 老施協相談員と圏域内病院担当者との意見交換会(益田)
	岡山県	総合事業の準備実行チーム:①通いの場、②生活支援、③地域ケア個別会議の3分野について、市町村チームを編成して、準備にあたった。(H26~27年度)
	山口県	圏域毎の情報交換、先進的な取組の報告による横展開等により、市町認知症施策担当職員のネットワークづくりを推進した。
	徳島県	1. 認知症地域支援推進員ネットワーク研修にて、情報交換・意見交換の場を設け、推進員のメーリングリストを作成 2. 認知症の人にかかる広域的見守りネットワーク検討会にて、市町村、地域包括支援センター職員、民間機関等の情報交換・意見交換の場の設置。 3. 地域包括ケア推進会議にて、各市町村の取組みの情報共有・意見交換の実施。 4. 地域包括ケアサポート事業を活用、モデル市町の取組やノウハウの普及により市町村間のネットワークづくりの場となっている。
	福岡県	県と市町村とが地域支援事業について意見交換を行う場を設定
	熊本県	・各圏域内での課題や情報の共有等を図ることを目的とする圏域別機能強化検討会。 ・県北・県央・県南ブロックに分けた生活支援コーディネータ連絡会
	宮崎県	認知症地域支援推進員のフォローアップ研修会や生活支援コーディネーターの連絡会
	沖縄県	13 離島町村会議の他、八重山3市町会議、北部市町村会議、中部市

分類	都道府県	回答・意見
		町村会議、南部市町村会議を実施。離島町村、八重山市町を除き、本島内市町村会議については、各圏域において主となり得る自治体職員を通して市町村実施による会議を開催してもらい、その会議に県担当が出席するというスタイルで実施した。
2. 直接実施したことはないが、集合研修等の場でそのような関係づくりを推奨している	北海道	各総合振興局（振興局）開催の意見交換会では、講義の他にグループワーク等も実施しており、各市町村職員同士が話し合う場を活用した関係づくりを推奨している。
	神奈川県	平成 27 年度から実施している在宅医療・介護連携推進事業情報交換会の中で、市町村同士の情報交換を実施している。
	愛知県	国立長寿医療研究センターへ委託。
	兵庫県	各事業の研修会・説明会等において、市町担当職員間で意見交換ができる場を設け、常時から近隣市町と連携、意見交換ができるように意識付けを行っている。
	佐賀県	市町を集めた会議や研修会で意見交換やグループワークを可能な限り行い、市町同士の情報共有や意見交換を促進している。
	鹿児島県	平成 29 年度から保健医療圏ごとに、保健所が中心となり退院調整ルールを策定することとしており、その協議の過程で市町村のネットワークが構築される。 平成 27 年度から市町村担当者等を対象に、地域支援事業に関する意見交換や協議を行うため、地域振興局等のエリア別に年 3 回程度会議を実施している。

Ⅲ. 市町村職員の人材育成支援にあたり、その企画・実施体制や体制上の工夫等

問7. 地域包括ケアの推進に向けた市町村職員研修にあたり、貴都道府県では、どのような体制で内容を企画し、実施されていますか。（あてはまるもの1つ）

（単一回答）（N=46）

最も多かったのは「基本的に地域支援事業等の担当ごとに研修内容を企画しているが、実施時期やプログラム構成等については可能な範囲で調整を図っている。」（58.7%）で、次いで「基本的に地域支援事業等の担当ごとに研修内容を企画し、それぞれ実施している。」（23.9%）となっている。地域包括ケアに関連した市町村職員研修を所掌する部署／担当者があり、企画・実施に何らか関わっているのは6自治体（13.0%）であった。

	実数	%
1. 基本的に地域支援事業等の担当ごとに研修内容を企画し、それぞれ実施している。	11	23.9%
2. 基本的に地域支援事業等の担当ごとに研修内容を企画しているが、実施時期やプログラム構成等については可能な範囲で調整を図っている。	27	58.7%
3. 基本的に地域支援事業等の担当ごとに研修内容を企画しているが、地域包括ケアに関連した市町村職員研修を所掌する部署／担当者があり、実施時期等については当該部署／担当者が取りまとめている。	3	6.5%
4. 地域包括ケアに関連した市町村職員研修を所掌する部署／担当者があり、当該部署／担当者が企画・実施している。	3	6.5%
5. その他	3	6.5%

※複数回答している自治体があるため、母数と実数合計は合わない

「5. その他」の具体的な体制

都道府県	回答・意見
岩手県	高齢者に関する相談に広く対応するとともに、地域包括支援センターの相談・権利擁護・ケアマネジメント業務等に係る相談支援、研修（セミナー）、普及啓発事業を実施する「岩手県高齢者総合支援センター（いきいき岩手支援財団に運営委託）」を設置しており、同センターと連携（委託）して研修を企画・実施している。
滋賀県	基本的に地域支援事業等の担当ごとに研修内容を企画しているが、実施時期やプログラム構成等については、必ず事前に検討し調整を図っている。
岡山県	1人の担当者が、一貫して研修全体を企画・運営

現在のような体制としている理由、考え方、問題意識

1. 基本的に地域支援事業等の担当ごとに研修内容を企画し、それぞれ実施している。

都道府県	回答・意見
石川県	地域支援事業の個別業務ごとの研修だけでなく、実際のサービス提供体制の中では明確な区切りがないので、連動を意識した研修も必要になる。
沖縄県	取りまとめができるような体制ではないため。

2. 基本的に地域支援事業等の担当ごとに研修内容を企画しているが、実施時期やプログラム構成等については可能な範囲で調整を図っている。

都道府県	回答・意見
静岡県	業務が担当ごとに分かれており、実施時期が重ならないように調整をしないと日程が重複してしまうため、年度初めに関連業務について調整を行っている。
三重県	事業ごとの担当であるため、同様の研修を行っていることも少なくない。また事業の連動性もとりにくいことから、可能な範囲で調整を行っている。
大阪府	特に規模が小さい市町村では、1人の職員が複数の事業を担当していることもあるため、市町村に負担がかからないようできる限り、研修会等が重ならないようにしている。
兵庫県	地域包括ケアシステムの関連部署は多岐にわたるため、基本的に各事業担当ごとに研修内容を企画している。なお、市町の実施状況や国の動向を踏まえ、適宜、関連部署とは連携し、研修会等を企画している。
奈良県	地域支援事業については、地域包括ケア推進室が担当しているため、普段から情報共有を行ったり、各事業の担当同士で合同で実施した方がよい研修は合同で企画して開催している。
和歌山県	担当ごとの分担業務として実施してきたが、今後は地域支援事業だけでなく、介護給付や介護保険事業計画等の担当とも調整を行い研修内容を企画していく体制を取っていく。
高知県	地域支援事業の各担当が同じ班に属しているため、1研修で複数の事業をテーマとする場合などは担当同士で調整を図っている。
福岡県	所管や担当業務が多岐にわたっており、統一した研修を実施することが難しい。
熊本県	各事業の研修内容等は事業担当者が中心となって企画しているが、市町村の規模によっては担当者が複数の事業を担っている場合があるため、市町村業務の妨げにならないよう可能な範囲で調整をしている。
宮崎県	地域支援事業は同じ系の職員で実施しているため、係内打合せ等の段階で研修時期や内容、対象者等について共有できている。

3. 基本的に地域支援事業等の担当ごとに研修内容を企画しているが、地域包括ケアに関連した市町村職員研修を所掌する部署／担当者があり、実施時期等については当該部署／担当者が取りまとめている。

都道府県	回答・意見
栃木県	本県では、市町が不慣れな医療分野の支援に注力すべく、地域包括ケア全般及び在宅医療・介護連携は医療政策課が所管し、その他の地域支援事業は高齢対策課で所管。両課で連携し、相互の強みを活かした効果的な研修等市町支援が実践できるよう努めている。
佐賀県	地域包括ケアの推進を高齢者福祉担当課内に室を設置して研修等を企画している。担当ごとの研修内容をコマ割りした会議を定期的（四半期に一度程度）開催している。

4. 地域包括ケアに関連した市町村職員研修を所掌する部署／担当者があり、当該部署／担当者が企画・実施している。

都道府県	回答・意見
岩手県	県の現有体制では、地域包括ケアシステム構築に向けた市町村ニーズに応えた効果的な市町村職員研修を企画・実施することは困難である。
山形県	取組みの多くは、地域包括ケアシステムを推進するために設置した「山形県地域包括ケア総合推進センター」の事業として実施しており、センターにて総合的な調整をとっている。

5. その他の具体的な体制

都道府県	回答・意見
岩手県	県の現有体制では、地域包括ケアシステム構築に向けた市町村ニーズに応えた効果的な市町村職員研修を企画・実施することは困難である。
滋賀県	各事業ごとに担当は分かれているが、目的を共有したうえで似通った研修会と一緒に開催する等、市町の負担にならないよう担当者間の連携が重要と考えているため。
岡山県	本県は、一人の正規職員が、多岐に渡る業務を担当しており、広い分野の研修全体を企画・運営することとなるが、結果として、各研修が分断することなく、関連付けができるメリットがある。ただし、担当職員には幅広い知識と企画力が必要。

問7-1. 問7で3もしくは4を選択した場合、地域包括ケアに関連した市町村職員研修を所掌している部署名をお書きください。

(n=6)

前問（問 7）で「3. 基本的に地域支援事業等の担当ごとに研修内容を企画しているが、地域包括ケアに関連した市町村職員研修を所掌する部署／担当者があり、実施時期等については当該部署／担当者を取りまとめている。」「4. 地域包括ケアに関連した市町村職員研修を所掌する部署／担当者があり、当該部署／担当者が企画・実施している。」を選択した自治体における地域包括ケアに関連した市町村職員研修の所掌部署は以下の通りである。

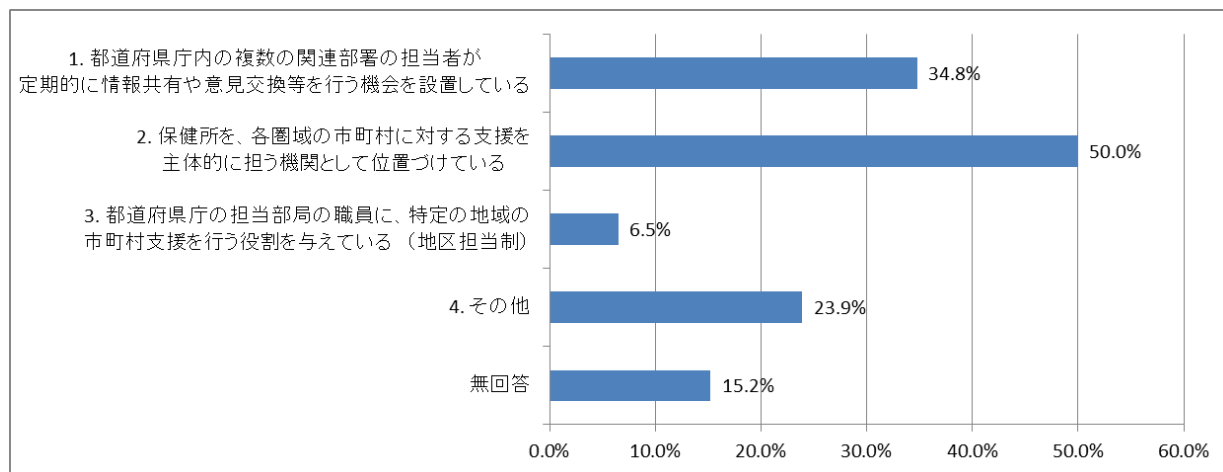
都道府県	回答
岩手県	保健福祉部長寿社会課地域包括ケア推進担当、高齢福祉担当
山形県	山形県地域包括ケア総合推進センター（県社会福祉協議会に委託）
栃木県	保健福祉部医療政策課在宅医療・介護連携担当
広島県	広島県地域包括ケア推進センター
徳島県	長寿いきがい課地域包括ケア推進担当
佐賀県	長寿社会課地域包括ケア推進室

問8. 地域包括ケアの推進に向けた都道府県による市町村支援にあたり、貴都道府県では、どのような体制上の工夫を講じられていますか。（あてはまるもの全て）

（複数回答）（N=46）

最も多かったのは「保健所を、各圏域の市町村に対する支援を主体的に担う機関として位置づけている」（50.0%）で、次いで「都道府県庁内の複数の関連部署の担当者が定期的に情報共有や意見交換等を行う機会を設置している」（34.8%）となっている。

	実数	%
1. 都道府県庁内の複数の関連部署の担当者が定期的に情報共有や意見交換等を行う機会を設置している	16	34.8%
2. 保健所を、各圏域の市町村に対する支援を主体的に担う機関として位置づけている	23	50.0%
3. 都道府県庁の担当部局の職員に、特定の地域の市町村支援を行う役割を与えている（地区担当制）	3	6.5%
4. その他	11	23.9%
無回答	7	15.2%



「4.その他」の具体的な体制上の工夫

都道府県	回答・意見
岩手県	平成 21 年 4 月岩手県高齢者総合支援センターを設置するとともに、平成 27 年 4 月保健福祉部長寿社会課に地域包括ケア推進担当の特命課長を設置した。
山形県	山形県地域包括ケア総合推進センターを設置し、総合的に取組みを推進している。
千葉県	①地域包括ケアに係る業務を所管する、地域包括ケア推進班を組織している。 ②関係各課を集め「地域包括ケアシステム構築促進庁内連絡協議会」を実施している。
富山県	下記に記載 ※記載内容は「地域支援事業の各事業担当者は全員同じ所属のため、連携しながら会議等の開催やアンケート調査を実施しており、各事業の課題等の共有を行っている。」
石川県	地域包括支援センター職員を中心とした研修企画会を設け、現場の意見を研修に反映させている
岡山県	専門職（非常勤職員）による市町村サポートチームを配置
広島県	H24 年度に「広島県地域包括ケア推進センター」を設置し、市町支援業務（一部）を委

都道府県	回答・意見
	託して実施している。
愛媛県	市町支援委員会による個別支援
福岡県	下記参照 ※（問 8-1 回答）2：在宅医療・介護連携推進に関する事業については、保健所が中心となり地域の実情に応じた支援を行っている。 4：その他（地域包括ケアの推進）については、各保健所と情報を共有しながら市町村に対する支援を行っている。

その体制とした理由、考え方、問題意識

都道府県	回答・意見
北海道	北海道の場合、各総合振興局（振興局）が、所管する地区の担当として市町村支援を行っている。
岩手県	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域支援事業各事業を始めとする諸施策を統合し、研修会の企画・実施等による市町村支援を強化する必要があるため。
宮城県	・関係団体で構成する「宮城県地域包括ケア推進協議会」の専門部会（委員会）の議論テーマに関係する庁内課室で、ワーキンググループを設置。 ・保健所（本県では保健福祉事務所）管内市町村を、課題整理や情報共有等で支援するため、各保健福祉事務所に「地域包括ケア推進チーム」を設置している。
秋田県	先述の協議会の事務局を地域振興局福祉環境部（保健所）が担うなど、市町村に近い立場にあり弾力的な対応が可能な地域振興局と連携しながら、市町村支援を行っている。
茨城県	市町村と距離が近く日頃から密に連携しており、尚且つ医療機関との仲立ちも可能な保健所が、地域包括ケア推進に向けて最も効果的に市町村支援を行うことが可能と考えている。
栃木県	細やかに市町村支援をするためには、保健所機能を生かした支援が有効であると考えている。
群馬県	地区担当制を設けることで伴走的な支援ができる他、県庁職員間で情報交換、意見交換し、県全体の状況を把握できる。
新潟県	地域の実情に応じた効果的な市町村支援を行うため。
富山県	地域支援事業の各事業担当者は全員同じ所属のため、連携しながら会議等の開催やアンケート調査を実施しており、各事業の課題等の共有を行っている。
石川県	研修を開催するにあたって、国や県の意向と現場での問題意識とのギャップを埋めることを意識して企画
三重県	地域包括ケア庁内連絡会議を開催し、情報共有や意見交換を行っている。 保健所が市町支援を主体的に担う機関としての位置づけはできていないが、その足がかりとして、保健所担当者研修会を開催している。
滋賀県	1. については、定期的ではないが、方向性の統一のためにお互いの事業内容や目的を把握する等、必要時情報共有や意見交換等を行っている。 2. 市町支援には、保健所の関わりが重要であると考えていることから、平成 29 年度より保健所に”医療福祉連携係”を設置し、各市町の状況に応じた支援が行える体制を整えている。

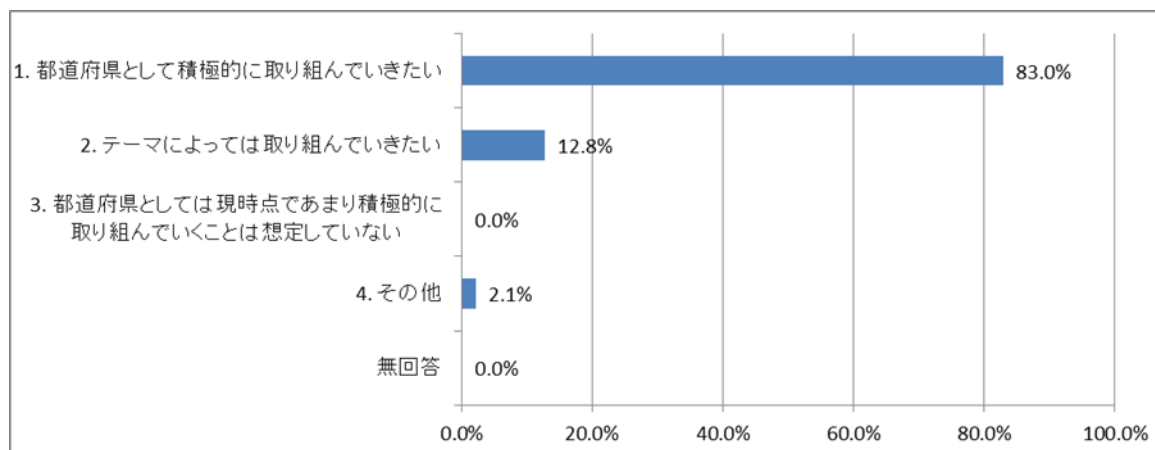
都道府県	回答・意見
京都府	地域包括ケア推進ネット連絡会(各保健所に市町村の取組を伴走支援する地域包括ケア推進ネットを配置。本庁と保健所による定例の連絡会を開催)
兵庫県	各地域の状況に応じた支援を実施するために、各圏域の保健所(健康福祉事務所)において、管内市町への技術的支援を実施。本庁においては、市町職員への全体研修及び個別支援を実施。
和歌山県	保健所単位で地域ごとの課題に柔軟に対応するため。
島根県	・健康福祉部関係各課の職員を地域包括ケア推進室の兼務職員としており、毎月地域包括ケア推進スタッフ会議を行っている。 ・保健所に地域包括ケア推進担当職員を配置し市町村支援を行っている。
岡山県	市町村支援を機動的に行うため、長寿社会課に専門職 5 人(保健師 3、OT1、ケアマネ 1)をサポートチームとして配置し、市町村の求めに応じてアドバイザーとして派遣。サポートチームが機能するよう、正規職員が行政的視野に立って、全体統括
広島県	県内各市町の実情に応じた地域包括ケア体制の構築を図るため、専門職派遣等の市町支援体制を整備
徳島県	地域包括ケアシステム構築のためには、介護保険の担当だけでなく、まちづくりに関係する幅広い分野との協働が必要であるため。
愛媛県	本庁では全体の支援と個別支援を、圏域支援は保健所単位で行っている。
高知県	市町村数が 34 と少なくはなく、また事業の取組状況も地域によって濃淡があるため。
福岡県	2：在宅医療・介護連携推進に関する事業については、保健所が中心となり地域の実情に応じた支援を行っている。 4：その他(地域包括ケアの推進)については、各保健所と情報を共有しながら市町村に対する支援を行っている。
佐賀県	医療担当部局(医務課)と定期的な情報共有や意見交換を行っている。
熊本県	当課内自体が、市町村支援・認知症対策・地域包括ケア推進を一体化した体制となっており、加えて在宅医療も管轄している。在宅医療に関しては庁内 P T を立上げ、随時実施している。
宮崎県	市町村により深く関わるができるよう、地区担当者制を平成 29 年度から実施。4～7 月の間に、各職員が担当市町村に赴き、地域支援事業にかかるヒアリングを実施。ヒアリング後も、各職員が担当市町村の相談窓口となっている。
鹿児島県	それぞれの地域の実情に応じた支援を行うため。
沖縄県	地域包括ケアシステム構築を推進するうえで医療と介護の連携が鍵となると考える。市町村支援をする立場において、医療と介護の両方の知識を有している者が少ない。 県内の保健所について、保健所業務に介護保険事業がないため、医療・介護連携推進事業の中心となることは現段階では難しい。その観点から考えると、医療と介護に精通している保健師／看護師がいる市町村が主体となることが望ましいと思える。 しかしながら、圏域をこえる課題のうち、医療機関とのやりとりを要する事項も想定され、その場合、市町村と医療機関間の中立的立場となれる役割をとることができる唯一の機関が保健所ではないかと考えている。現在、離島における入院支援連携において協力を得られそうな保健所にアプローチをしている段階だが、保健所の離島町村支援の関与の仕方についてはまだ具体的にみえていない状況である。

問9. 職員研修やネットワークづくり等を通じて地域包括ケアの推進に向けた市町村職員の人材育成を行うことについて、貴都道府県では今後どのように取り組みたいと考えていますか。（あてはまるもの1つ）

（単一回答）（N=46）

8割を超える都道府県（83.0%）で「都道府県として積極的に取り組んでいきたい」と回答している。その他の自治体も「テーマによっては取り組んでいきたい」、その他として「情報提供、情報共有・意見交換会の開催などについて取り組んでいきたい」としており、全ての都道府県で何らかの取り組みを考えている。

	実数	%
1. 都道府県として積極的に取り組んでいきたい	39	83.0%
2. テーマによっては取り組んでいきたい	6	12.8%
3. 都道府県としては現時点であまり積極的に取り組んでいくことは想定していない	0	0.0%
4. その他	1	2.1%



「2.」で取り組んでいきたいと考えるテーマ

都道府県	回答
茨城県	各事業担当において検討中
三重県	新任職員を対象とした研修
広島県	自立支援型ケアマネジメントの普及，生活支援体制の整備，介護予防の推進 等
山口県	介護予防、認知症対策

「4. その他」の具体的な取り組み方法

都道府県	回答・意見
鳥取県	先進事例の情報提供や市町村間の情報共有・意見交換会の開催などについて取り組んでいきたい

今後の方針についての理由、考え方、今後の方針の具体的内容等)

1. 都道府県として積極的に取り組んでいきたい

都道府県	回答・意見
岩手県	今後、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、国や都道府県による基本的な研修に加え、具体的な課題について問題意識を共有する市町村のネットワークによる課題解決に向けた創意工夫が重要になると考えられるため。
宮城県	地域包括ケアは定型的な業務ではないため、推進には担当職員や担当部局の管理職等の理解が不可欠と考える。
山形県	地域包括ケアシステムを構築するためには、地域住民の課題（ニーズ）の把握と課題解決に向けた取組み及び政策形成が重要と考える。 そのため、本県では、市町村職員が地域ケア会議に参加し、コーディネートする過程を通じて、市町村職員の人材育成に繋げる手法を進めている。 今後においても、集合研修だけでなく、ケア会議等を活用した人材育成を進めていく。
栃木県	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、県として市町村職員をはじめ関係者の人材育成は重要な役割の一つであるため。
群馬県	市町村は、それぞれ試行錯誤しながら取り組んでいるため、研修や情報交換（ネットワークづくり）の場が求められている。
埼玉県	市町村支援は県の責務であり、人材育成はその中心と考える。
新潟県	地域包括ケアシステム構築に向けて、市町村職員の資質向上は必要不可欠であると考ええるため。
富山県	県内で地域間格差がなるべく生じないように、好事例の提供や県内の実施状況等情報共有をはかりながら、市町村の実情に適した地域包括ケアの構築を支援していく必要があるため。また、ガイドライン等においても研修会の開催等が県の役割として位置付けられているため。
石川県	市町村の課題やニーズを把握しながら必要な支援について取り組む
福井県	「介護予防のための地域ケア個別会議」を効果的に実施できる人材の育成については、国が示すロードマップでは、平成33年には、全市町村で取り組むこととなっている。
長野県	小規模自治体が多く、また職員の異動もあるので、市町村職員の人材育成を図るための研修は必要と考えている。
滋賀県	必要な医療・介護情報の集約と発信、入退院時における在宅療養を支援する多職種チームへの適切なつなぎ、日常の在宅療養の課題共有や解決へ向けた協議等が円滑に進められるよう、これらの取組をコーディネートできる市町職員の人材の育成が必要と考えている。またその市町職員とともに核となって取組が推進できる地域コーディネーター人材の育成も必要と考えている。 医療福祉推進アドバイザー派遣事業を活用して、市町の個別課題（特に医師会との関係など）に応じた支援が重要と考えている。
京都府	市町村において、地域包括ケアシステムの構築に向け（地域支援事業全般）、縦割りでの事業実施ではなく、事業全般を俯瞰し、それぞれの事業に関連性を持った事業実施が展開につながるよう取り組みたいと考える
大阪府	広域行政を預かる都道府県の役割として、市町村域を越えたネットワークの構築や先進事例やノウハウを提供し、市町村の事業実施を推進する必要があると考えているため。

兵庫県	市町によって地域資源の量に差があり、課題となる内容は異なっているため全市町に一定の研修を行うだけでなく、各事業の個別課題の解決に寄与する人材育成研修が必要になってきている。 基礎的な全体研修と市町の実施状況を踏まえた各課題の解決に向けた個々の研修を組み合わせ実施していく。（具体的な研修内容等については、今後検討予定。）
奈良県	市町村の人材育成を行うことで、各地域の地域包括ケアシステムの構築につながると考えるため
和歌山県	国が実施する「高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組の推進に係る保険者支援のための都道府県職員研修」も踏まえて研修を企画していく。
徳島県	研修会等を通じて好事例の紹介や、ノウハウの普及を行い、県内市町村のボトムアップに繋がるような市町村支援を実施したいため。
愛媛県	保健福祉の視点だけでなく、パラダイムシフトに対応できる人材育成
高知県	圏域を超えた市町村間での情報交換を通じて、取組の推進に活かしていただきたいため。
福岡県	これまでも県からの支援は行っているが、まだ市町村の体制が十分に整っているとは言えず、今後も継続して支援していく必要がある。
熊本県	地域包括ケアの推進においては、実施主体である市町村機能の充実が必要であるため、人材育成や事業を通じた市町村の取組みの充実に向けた支援は今後も積極的に取り組んでいく。また、専門職団体との連携により、地域支援を行う専門職人材の確保・育成を進め、間接的に市町村支援につながる取組みも重要と考える。
沖縄県	地域包括ケアシステム構築推進に関して、多職種の専門性を活かした協力関係で実施する体制の必要性を感じる。そのため、職種ごとの研修では補うことができない部分を担うことになると思う。また、地域づくりは行政の動き次第ですすめる内容がかわってくる。市町村職員がいかに地域をとらえて、多職種と協同して地域づくりを実践していくか、それは行政において制度を理解している立場（県）だからこそできる人材育成と考える。

2. テーマによっては取り組んでいきたい

都道府県	回答・意見
秋田県	広域的な立場から、県全体のウィークポイントの底上げを図る研修や、地域共生社会の実現を見据えた多様な主体によるシステム構築に向けた研修などについて検討している。
三重県	行政職員は、異動により事業を継続的に推進することが困難なことも多い。市町からの要望もあることから、タイムリーに実施したい。
岡山県	小規模市町村では、多様な専門職の確保が困難なことから、県が専門職を派遣し、市町村の力量形成をサポート。
広島県	地域包括ケアシステムの強化に向け、重点的に取り組むテーマを設定し、県（保健所）と県地域包括ケア推進センターが連携し、市町支援に取り組む。
山口県	研修を通じて効果的な事例の横展開、職員の資質向上を図る

IV. 市町村職員の人材育成支援に向けて実施してほしい都道府県支援の内容等

問10. 職員研修やネットワークづくり等を通じて地域包括ケアの推進に向けた市町村職員の人材育成を行うことについて、貴都道府県として課題と考える事をご回答ください。（あてはまるもの全て）

（複数回答）（N=46）

最も多かったのは「市町村ごとに取り組みの状況や支援ニーズが異なるため、それぞれの地域の実情に応じた支援が難しい」（63.0%）で、次いで「市町村職員の人材育成にかかるノウハウ等があまり無い」（47.8%）、「保健所を含む都道府県庁内の各部署の役割分担が曖昧である」「既存業務に追われ、効果的な支援策を検討する余裕があまり無い」（45.7%）が続いている。

	実数	%
1. 地域包括ケアを担当する職員としてのあるべき姿を示すことが難しい	9	19.6%
2. 保健所を含む都道府県庁内の各部署間の連携が取れていない	16	34.8%
3. 保健所を含む都道府県庁内の各部署の役割分担が曖昧である	21	45.7%
4. 市町村職員の人材育成にかかるノウハウ等があまり無い	22	47.8%
5. 市町村職員の人材育成にあたって頼れる外部資源（学識者・有識者等）があまり無い	9	19.6%
6. 既存業務に追われ、効果的な支援策を検討する余裕があまり無い	21	45.7%
7. 市町村職員の人材育成にかかる事業の予算確保が難しい	16	34.8%
8. 市町村職員の実態や課題、支援ニーズを十分に把握できていない	11	23.9%
9. 市町村ごとに取り組みの状況や支援ニーズが異なるため、それぞれの地域の実情に応じた支援が難しい	29	63.0%
10. 地方分権等の観点から、都道府県が市町村職員の人材育成を行うことについて限界がある	8	17.4%
11. その他	2	4.3%
無回答	1	2.2%

「11.その他」の具体的な課題

都道府県	回答・意見
岡山県	市町村の求めに応じて支援を行うことを基本的スタンスとしている。地域包括ケアに意識が向いていない市町村には、介入しにくい。
沖縄県	県外への研修派遣

課題意識の具体的な内容

分類	都道府県	回答・意見
地域の実情ニーズに応じた研修・支援	東京都	島しょ部への支援が難しく、研修等を企画しても参加が稀（人員体制（福祉分野全体の担当者が1人など）や交通手段（本土へ出る際の交通費、定期船の頻度）が限られているためと考えられる）
	岡山県	県は、各種研修を通じて、今後の制度の方向、グッドプラクティス等、有用な情報を市町村に提供・解説しているが、そもそも研修に参加しない市町村には、情報等が正しく伝わらず、他市町村と開きが出てくる。
	高知県	市町村によっては医療や介護の資源が極端に少ないところもあり、また人口規模にも差があるため、市町村ごとに抱えている課題や求める支援が異なる。
	熊本県	本庁担当課と保健所等の各部署と連携して市町村支援に取り組んでいるが、45市町村すべての実情に応じた支援を行うことは困難であるため、県内全体を底上げしていけるような支援方法や連携体制の構築が必要。
	沖縄県	県内41市町村あるが、似た課題を抱える近隣市町村をグループ化し、取組をすすめた方が効果的・効率的と考える。しかしながら、力量のある県内市町村がいくつかあることから、市町村による情報交換会を実施し、互いに相互作用がうまれるような事業企画が必要と考える。 通算4年当課で勤務してきたが、市町村は研修受講だけではなかなか動くことができないことを感じている。まずは、県や保健所が支援しやすい（支援効果が望めそうな）条件に合った市町村を選定し、保健所を巻き込んだモデル事業を実施し、その事業経過について他市町村にも伝達しながらすすめていくような事業企画が必要ではないかと考える。 沖縄県は、地理的な条件から研修数が限られる。他県自治体との交流について市町村職員の意識向上につながることから、市町村職員を市町村交流セミナー等県外研修へ派遣している。自治体で研修旅費を確保できたらいいのだが、今は、一部の市しか研修旅費を予算計上している状況である。また、町村レベルになると、1人の業務負担が多く、県から派遣募集をかけても町村職員から積極的に応募することはほとんどない。
市町村職員の人材育成・人材確保の支援	北海道	市町村職員の人材育成のみを考えた研修についてのノウハウは少ないが、地域支援事業等においても、今後の市町村の担う役割は増大すると考えられるため、人材育成の必要性があると考ええる。
	栃木県	現在、研修内容は主に県職員が検討しているが、研修の妥当性や効果等が不明確。地域包括ケアの概念が多岐にわたるため、全ての領域を対応できる講師の確保が困難。
	静岡県	担当係の人数が不足していることや出先機関である健康福祉センター（保健所含む）の事務分掌等に役割が明確に記載されていない（本県の体制的な問題）、市町村職員の人材育成に係る予算確保が難しい状況がある。

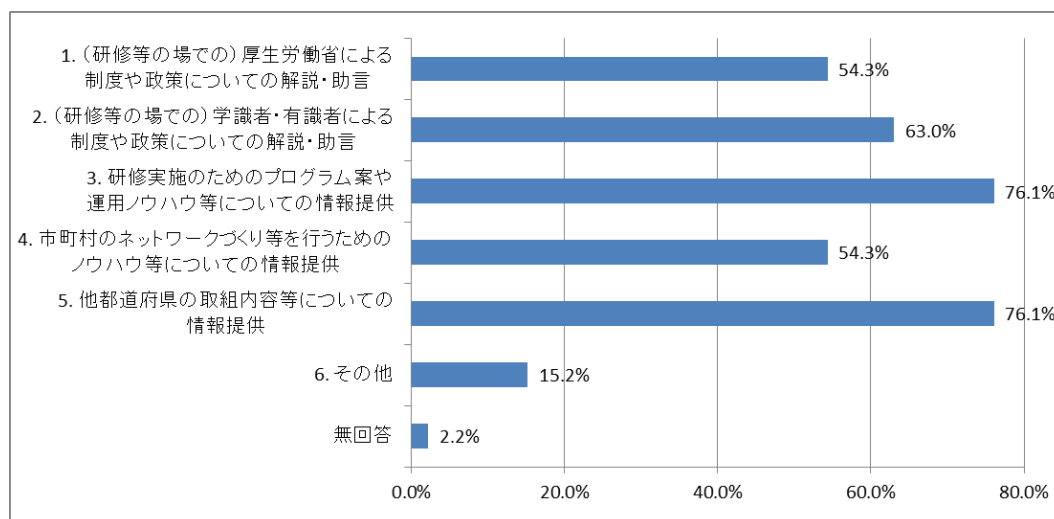
	和歌山県	人事異動により担当職員のノウハウ蓄積が一定レベルにとどまる場合が多い。
	鳥取県	職員の定期的な人事異動等により人材育成のノウハウが蓄積されにくい背景がある。
	愛媛県	地方分権等の観点から考えると、都道府県が画一的に市町村職員の人材育成を行うという発想ではなく、広域・基礎自治体がともに異なる視点を持ち育ちあうことが重要なのではないか。
保健所を含む 役割の明確化	岩手県	地域包括ケアシステムの構築に係る保健所の役割については、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年告示 374 号）等において明記されている一方で、地域保健法（昭和 22 年法律 101 号）に規定する保健所が行う事業からは必ずしも明瞭に読み取れないことが、地域包括ケアシステムの推進に向けた保健所との連携が進まず、保健所との役割分担を曖昧になる一因と考えられる。
	新潟県	特に在宅医療・介護連携推進事業の実行支援については、保健所を含む県庁内の各部署間の連携及び役割分担が難しい。
地域包括ケア の方向性や職員 としてのあ るべき姿の提 示	神奈川県	県と保健福祉事務所で「地域包括ケア会議」を開催し、主に医療と介護の連携における課題等の情報交換と検討を実施しているが、保健福祉事務所が抽出した課題を県担当部局と共有し、県全体と地域別の取組の方向性を共有することが必要。
地域支援事業 全体の俯瞰	京都府	地域支援事業全体を俯瞰したかたちでの事業展開に至らず、各事業がそれぞれ単独での取り組みに終始している現状が目立つ。
	大阪府	地域支援事業の各事業を個別に見るだけでなく、全体を俯瞰して見たり、事業間の関連性を考慮し、効果的に事業を実施することも必要だと思うが、都道府県内で医療セクション・保健所と介護セクションとの連携や介護セクション内でも各事業担当者が地域包括ケアシステム構築に向けて連携・協働することが難しい。また、市町村でも、個別事業の実施に捉われて、地域全体を見て、どのような地域を作るか考えるということができている市町村は少ないように感じている。

問11. 職員研修やネットワークづくり等を通じて地域包括ケアの推進に向けた市町村職員の人材育成を行うにあたり、実施してほしい都道府県への支援内容についてご回答ください。（あてはまるもの全て）

（複数回答）（N=46）

「研修実施のためのプログラム案や運用ノウハウ等についての情報提供」と他「都道府県の取組内容等についての情報提供」がともに7割を超えており（76.0%）、ノウハウを得るための情報提供を求める声が多かった。次いで「（研修等の場での）学識者・有識者による制度や政策についての解説・助言」（63.0%）となっている。

	実数	%
1.（研修等の場での）厚生労働省による制度や政策についての解説・助言	25	54.3%
2.（研修等の場での）学識者・有識者による制度や政策についての解説・助言	29	63.0%
3. 研修実施のためのプログラム案や運用ノウハウ等についての情報提供	35	76.1%
4. 市町村のネットワークづくり等を行うためのノウハウ等についての情報提供	25	54.3%
5. 他都道府県の取組内容等についての情報提供	35	76.1%
6. その他	7	15.2%
無回答	1	2.2%



「6.その他」の具体的な支援

都道府県	回答・意見
岩手県	研修講師適任者の紹介・データベース化（学識者・有識者・実践者等）
神奈川県	国立保健医療科学院において、地域包括ケアシステムの全体マネジメント等体系的な短期研修を実施していただきたい
奈良県	国で地域支援事業の一体的な取り組みを進めるようなモデル事業等を実施してほしい。
鳥取県	地域包括ケアの推進に向けた都道府県職員の新任者向け研修
大分県	データ分析・活用例の紹介
沖縄県	縦割りの事業単位の説明だけではなく、例えば地域医療構想との関連性からみた介護保険事業の制度説明等、制度そのものの横のつながりを説明した内容等

具体的に求める支援内容

都道府県	回答・意見
秋田県	市町村から「在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口の対応職員の研修」や「首長、上層部の地域包括ケアに関する理解促進のためのトップセミナー」等について要望があった。 県単独では、対応事例の蓄積が少ないことや、十分な予算の確保が困難であることから、ブロック単位等で実施していただけないか。
東京都	都道府県職員同士が情報交換できる場を増やしてほしい。
大阪府	地域の現状を踏まえ、今後どう各事業を推進し、それがどのような地域づくりにつながるのか、という整理をする介護保険事業計画等の策定は重要な作業であると考えている。都道府県も市町村も個別事業の推進と共に、どのような地域を作るために、各事業がどうつながり、各事業をどう進めていくべきかについて考える機会をもてるような研修等が必要であると考えている。 地域の実情を把握するために、データ等の分析は大事であるが、何を用いてどう分析するのかの手法に関する研修。
愛媛県	解説・助言については、どうしてこういう制度や政策になったのかという根柢の考え方や情報があると理解しやすい。
福岡県	先進事例の紹介や、講師の派遣
沖縄県	3～4に関しては、担当職員が技術職でない場合は、必要となってくると考える。5 他都道府県の取組内容等について、参考にはなるが、必ずしも沖縄県市町村に合う支援方法とは限らないということを理解している。そのため、取組内容については様々な地域の事例として、取り上げてほしい。

問12. 地域包括ケアの推進に向けて、貴都道府県として今後各地域の地方厚生局に対して期待する支援内容をお教えてください。

(N=46)

分類	都道府県	回答・意見
地域の実情を踏まえた取組	岩手県	地方厚生局管内都道府県の事情（課題）を厚生労働省本省に伝達し、新たな支援策の創出など施策に反映させるよう期待する。 また、地方厚生局管内の都道府県の課題解決に資する全国の優良取組事例の紹介についても期待する。
	愛媛県	地域の実情に合った厚生局（支局）独自の支援施策。
他自治体との意見交換等の場の設定	栃木県	他県の好事例等の情報提供及び意見交換の機会の提供
	新潟県	有識者や他県担当者等との有意義な情報交換の場の設定をお願いしたい。
	石川県	都道府県の初任者向け研修と意見交換の場の設定
	山梨県	定期的に情報共有や意見交換等を行う機会の提供
	和歌山県	地域支援事業等に係る相談、照会等へのスムーズな対応や本省とのスムーズな連絡・調整
	広島県	医療・介護連携など県境を跨ぐ都道府県間の調整
	高知県	県を超えた市町村間の情報交換の場の設定
厚労局等の持つ情報の利活用・提供、アドバイス	石川県	管内保険者ごとの現状分析や目標設定に資する指標について、その利活用方法についても含めた情報提供
	長野県	他の都道府県や市町村の好事例の紹介
	愛知県	テーマごとにふさわしい講師（複数）の紹介
	滋賀県	定期的に送付されてくる施設基準・届出報告データは非常にありがたいので継続してほしい。
	大阪府	厚生局がもつデータの積極的な提供と活用方策の提示。
	兵庫県	制度運用にあたっての多岐にわたる市町村からの質問への速やかな対応と QA 集の提供。管内都道府県の市町村支援に係る取組内容の情報提供。他府県の市町村の先進事例等の情報提供。
	奈良県	他府県や先行地域の取組についての情報提供。 認知症による行方不明者の府県間の広域調整。 引き続き施設基準等の届出データの提供をお願いしたい。
	広島県	厚生局が保有する各種データ（医療機関等の届出情報等）の分析・提供
	高知県	管内の自治体の取組のうち優良事例の共有
	熊本県	全国各地の好事例の情報提供だけでなく、講師やアドバイザーなどにつながる人材の紹介。
	大分県	管内の情報の一元化（ホームページの活用含め）
	鹿児島県	国及び局で所有している公開可能な地域包括ケアシステムに有効なデータを整理して提供して欲しい。 在宅医療に関しては、施設数などが公開されているものの、プロセス指標となりえる受療動向に関するデータは公開されていない。（保健医療計画など、用途限定で提供されている）。

分類	都道府県	回答・意見
	沖縄県	各地域での研修の実施や各地域で実施されている取組の情報提供。
研修実施及び 実施にあたっての配慮	富山県	地方厚生局主催の研修や会議の内容等について特に意見はないが、厚生局の所在県でばかり会議等が開催されるため、遠方に位置する県及び市町村は旅費の工面に苦慮している。開催場所についても考慮していただくか、旅費の補助等ご配慮いただきたい。
	静岡県	市町職員対象の研修を行っていただく際に、地方厚生局所在地で実施すると、本県の市町職員が参加しづらいため、本県内を会場として開催して欲しい。
	京都府	地域支援事業全般における、広域での市町村間学習会等の開催(市町村間の横のつながりを広げる、実践事例の蓄積と共有などを期待)
	広島県	県及び市町職員向けの研修会・セミナーの開催
	佐賀県	九州厚生局では、市町村を対象にしたセミナーを定期的を開催していただいております、地域包括ケアの実施に向けた市町・保険者の地域支援事業の取組の促進に役立っている。今後もこのような研修が継続して行われることを期待しています。
財政面の支援	山形県	県が企画する研修会の財政支援
	神奈川県	共催時の経費について講師謝金は全額負担をお願いしたい。

(参考) 調査票

平成 30 年 1 月

地域包括ケア推進に向けた総合的な自治体職員研修・支援体制に関する調査研究
(平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

都道府県アンケート調査へのご協力のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

株式会社富士通総研では、平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業として、「地域包括ケア推進に向けた総合的な自治体職員研修・支援体制に関する調査研究」(以下、「本調査研究」)を実施しております。今回、その一環として、標記のアンケート調査を実施させて頂くことといたしました。

地域包括ケアの推進・深化に向けては、地域包括ケアの理念を理解し、自分たちの地域が目指す姿を自らの言葉で語ることができる市町村職員が求められています。本調査研究は、そうした市町村職員の人材育成に資するプログラムの開発を目指し、検討を行っているものです。

平成 29 年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアの推進に関し、都道府県による市町村支援の取り組みが努力義務として規定されましたが、地域によって考え方や取り組み状況は様々であると考えられます。

本アンケート調査は、地域包括ケアの推進に向けた都道府県による市町村支援の中でも、特に市町村行政職員の人材育成に焦点を当てて、各都道府県の取り組み状況や課題意識等について、その実態を把握するべく実施させて頂くものです。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、上記趣旨をご理解いただき、本アンケート調査のご回答にご協力賜りますようお願い申し上げます。ご不明点等ありましたら、下記の事務局までお問い合わせ下さいませ。

【株式会社富士通総研 国の医療・福祉分野の調査】

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/>

【株式会社富士通総研 平成 28 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業】

<http://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2016chiikihoukatsucare.html>

以上、お手数おかけいたしますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

お問い合わせ先(事務局)

株式会社富士通総研 コンサルティング本部 行政経営グループ 赤田・芦澤・名取
電子メール: fri-homecare-rs@cs.jp.fujitsu.com 電話: 03-5401-8396

地域包括ケア推進に向けた総合的な自治体職員研修・支援体制に関する調査研究
(平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

都道府県アンケート調査票

【調査票入力時のお願い】

- 入力は、貴都道府県において地域包括ケアの推進（特に市町村支援）を主として担当されている部署のご担当者をお願いします。（設問によって複数の部署に回答がまたがる場合は、それぞれご確認の上、ご回答をお願いいたします。）
- 各設問の趣旨等について添付の【別紙】にまとめておりますので、参照頂きながらご回答下さい。
- 回答は、調査票の回答セルに直接入力する、もしくはチェックボックス（☐）をクリックしてチェック（☒）を付けて下さい
- 回答セル部分で文章が記入できるところ（記述式）は、文字数制限や改行制限をしておりますので、ご自由にご記入下さい。
- 特に断りのない場合は、平成 30 年 1 月 5 日現在の状況についてお答えください。設問において「平成 26 年度から平成 29 年度までの期間に」としている場合は、平成 29 年度末（平成 30 年 3 月末日）までに実施を予定しているものも含めてお答えください。
- 貴都道府県の地域包括ケアに関する資料で、弊社に提供いただけるものがあれば、調査票の返送時に添付していただけると幸いです。
- 調査票を保存する際は、必ず Microsoft Word ファイルの形式でお願いします。

【返送方法】

記入頂いた調査票を電子メールに添付の上、次の返信用アドレスにご送付下さい。

お問い合わせ先（事務局）

株式会社富士通総研 コンサルティング本部行政経営グループ 赤田・芦澤・名取

電子メール：fri-homecare-rs@cs.jp.fujitsu.com

電話：03-5401-8396

【締め切り】

平成 30 年 1 月 19 日（金）までにご提出をお願いいたします。

【回答していただいた方のご連絡先】

都道府県名	
部署名	
役職・名前	
電話番号	
e-mail	

問1. 貴団体において、次の業務を主として所管する部署をお書きください(係・班名まで)。

① 医療政策の総合的な企画・調整（医療計画の策定等）	
② 高齢者対策・地域包括ケアの推進にかかる総合的な企画・調整	
③ 介護保険事業支援計画の策定	
④ 市町村における介護予防・日常生活支援総合事業の実行支援	
⑤ 市町村における在宅医療・介護連携推進事業の実行支援	
⑥ 市町村における認知症総合支援事業の実行支援	

※④～⑥について複数の課・係が該当する場合は統括的役割を担っている部署を一番上に記入下さい

問2. 地域包括ケアの推進に向けては、特に市町村における関連部署の新任者(※1・2)に対して、地域包括ケアの考え方や事業の進め方等の理解を深める機会を提供することが重要だと考えられます。平成26年度から平成29年度までの期間に、地域包括ケアに関連したテーマで、貴都道府県が企画・実施した市町村職員向け研修・セミナーにおいて、関連部署の新任者を主たる対象者として(※3)明確に設定して実施したことがありますか。

※1:ここで言う「関連部署」とは、主として介護保険における地域支援事業等を所掌する部署のことを指します(問3も同様)

※2:ここで言う「新任者」とは、採用や人事異動によって当該部署に新規に配属された者のことを指します(以前に当該部署に所属し他部署を経由して再度配属された者も含む)

※3:関連部署の新任者を主たる対象としつつ、新任者以外も参加可能とした場合も含みます

☐	1. 実施したことがある (→ 問2-1をご回答ください)
☐	2. 実施したことはない

問2-1. 問2で「1.実施したことがある」を選択した場合、実施したことがある研修のテーマを以下から選択ください(あてはまるもの全て)

※:一日の研修の中の1コマとして実施した場合も含みます

形式				
① 制度改正等について の行政説明	② 講演・講義 (事例報告含む)	③ グループワーク・ ディスカッション	④ その他	
☐	☐	☐	☐	1. 地域包括ケアについての総論
☐	☐	☐	☐	2. 介護予防・日常生活支援総合事業
☐	☐	☐	☐	3. 生活支援体制整備事業
☐	☐	☐	☐	4. 在宅医療・介護連携推進事業
☐	☐	☐	☐	5. 認知症総合支援事業
☐	☐	☐	☐	6. 地域ケア会議
☐	☐	☐	☐	7. 地域包括支援センター
☐	☐	☐	☐	8. その他(具体的に:)
<その概要(テーマ、実施内容、頻度等)をお書きください> ※関連資料がある場合、ご返送の際に添付頂ければ幸いです				

問3. 地域包括ケアの推進に向けては、市町村における関連部署の担当者だけでなく、管理職(※1)に対しても、地域包括ケアの考え方や事業の進め方等について理解を深める機会を提供することが重要だと考えられます。平成26年度から平成29年度までの期間に、地域包括ケアの推進に関連したテーマで、貴都道府県が企画・実施した市町村職員向け研修・セミナーにおいて、関連部署の管理職を主たる対象者として(※2)明確に設定して実施したことがありますか。

※1:ここで言う「管理職」とは、主に部長・課長等の決裁権限を持つ者のことを指します

※2:管理職を主たる対象としつつ、管理職以外も参加可能とした場合も含まれます

☐ 1. 実施したことがある
☐ 2. 実施したことはない
<実施したことがある場合、その概要（テーマ、実施内容、頻度等）をお書きください> ※関連資料がある場合、ご返送の際に添付頂ければ幸いです

問4. 地域包括ケアの推進に向けた市町村職員研修は、個別の地域支援事業ごとに研修テーマを設定し、当該事業の担当者のみを対象として実施されるのが一般的ですが、個別の事業の枠組みにとらわれず、地域包括ケアシステムのあり方全般等について考える機会も重要と考えられます。次のうち、平成26年度から平成29年度までの期間に、貴都道府県が企画・実施した市町村の担当職員向け研修・セミナーをご回答ください。(あてはまるもの全て)

※:一日の研修の中の1コマとして実施した場合も含まれます

形式			
① 講演・講義 (事例報告含む)	② グループワーク・ ディスカッション	③ その他	
☐	☐	☐	1. そもそも地域包括ケアシステムとは何かを考え、理解するための内容（単純な制度改正に関する行政説明は除く）
☐	☐	☐	2. 複数の地域支援事業間の連動性や関連性等を理解するための研修やセミナー
☐	☐	☐	3. 住宅政策や都市整備分野等の、医療・福祉分野以外の施策・事業も含めた取り組みを考えるための研修やセミナー
☐	☐	☐	4. その他（具体的に： ）
<実施／未実施の理由、考え方、問題意識をお書きください>			

問5. 問4に関連して、次のうち、平成30年度以降、貴都道府県が企画・実施を検討したいと考える市町村職員向け研修・セミナーをご回答ください。(あてはまるもの全て)

形式			
①講演・講義 (事例報告含む)	②グループワーク・ ディスカッション	③その他	
☐	☐	☐	1. そもそも地域包括ケアシステムとは何かを考え、理解するための研修やセミナー (単純な制度改正に関する行政説明は除く。)
☐	☐	☐	2. 複数の地域支援事業間の連動性や関連性等を理解するための研修やセミナー
☐	☐	☐	3. 住宅や都市整備分野等の、医療・福祉分野以外の施策・事業も含めた取り組みを 考えるための研修やセミナー
☐	☐	☐	4. その他(具体的に：)

問6. 地域包括ケアの推進に向けた都道府県による市町村支援にあたっては、職員研修が有効な手法の一つですが、集合研修だけでなく、市町村のネットワークづくり等(※)にかかる支援も重要だと考えられます。平成26年度から平成29年度までの期間に、貴都道府県では、そのような市町村のネットワーク構築等にかかる支援を実施したことがありますか。

※:ここで言う「市町村のネットワークづくり等」とは、市町村の担当者どうしが気軽に相談できる関係性の構築や、有識者も含めたネットワーク構築、自主的な学び・議論の場の設定等のことを指します

☐	1. 実施したことがある
☐	2. 直接実施したことはないが、集合研修等の場でそのような関係づくりを推奨している
☐	3. 実施したことはない
<実施したことがある場合、その概要(実施内容等)をお書きください> ※関連資料がある場合、ご返送の際に添付頂ければ幸いです	

問7. 地域包括ケアの推進に向けた市町村職員研修にあたり、貴都道府県では、どのような体制で内容を企画し、実施されていますか。(あてはまるもの1つ)

☐	1. 基本的に地域支援事業等の担当ごとに研修内容を企画し、それぞれ実施している。
☐	2. 基本的に地域支援事業等の担当ごとに研修内容を企画しているが、実施時期やプログラム構成等については可能な範囲で調整を図っている。
☐	3. 基本的に地域支援事業等の担当ごとに研修内容を企画しているが、地域包括ケアに関連した市町村職員研修を所掌する部署／担当者があり、実施時期等については当該部署／担当者に取りまとめている。(→ 問7-1をご回答ください)
☐	4. 地域包括ケアに関連した市町村職員研修を所掌する部署／担当者があり、当該部署／担当者が企画・実施している。(→ 問7-1をご回答ください)
☐	5. その他(具体的に:)
<上記のような体制としている理由、考え方、問題意識をお書きください>	

問 7-1. 問 7 で 3 もしくは 4 を選択した場合、地域包括ケアに関連した市町村職員研修を所掌している部署名をお書きください

--

問8. 地域包括ケアの推進に向けた都道府県による市町村支援にあたり、貴都道府県では、どのような体制上の工夫を講じられていますか。(あてはまるもの全て)

☐	1. 都道府県庁内の複数の関連部署の担当者が定期的に情報共有や意見交換等を行う機会を設置している
☐	2. 保健所を、各圏域の市町村に対する支援を主体的に担う機関として位置づけている
☐	3. 都道府県庁の担当部局の職員に、特定の地域の市町村支援を行う役割を与えている(地区担当制)
☐	4. その他(具体的に:)
<上記のような体制としている理由、考え方、問題意識をお書きください>	

問9. 職員研修やネットワークづくり等を通じて地域包括ケアの推進に向けた市町村職員の人材育成を行うことについて、貴都道府県では今後どのように取り組みたいと考えていますか。(あてはまるもの1つ)

☐	1. 都道府県として積極的に取り組んでいきたい
☐	2. テーマによっては取り組んでいきたい(具体的に：)
☐	3. 都道府県としては現時点であまり積極的に取り組んでいくことは想定していない
☐	4. その他(具体的に：)
<その理由、考え方、今後の方針の具体的内容等についてお書きください>	

問10. 職員研修やネットワークづくり等を通じて地域包括ケアの推進に向けた市町村職員の人材育成を行うことについて、貴都道府県として課題と考える事をご回答ください。(あてはまるもの全て)

☐	1. 地域包括ケアを担当する職員としてのあるべき姿を示すことが難しい
☐	2. 保健所を含む都道府県庁内の各部署間の連携が取れていない
☐	3. 保健所を含む都道府県庁内の各部署の役割分担が曖昧である
☐	4. 市町村職員の人材育成にかかるノウハウ等があまり無い
☐	5. 市町村職員の人材育成にあたって頼れる外部資源(学識者・有識者等)があまり無い
☐	6. 既存業務に追われ、効果的な支援策を検討する余裕があまり無い
☐	7. 市町村職員の人材育成にかかる事業の予算確保が難しい
☐	8. 市町村職員の実態や課題、支援ニーズを十分に把握できていない
☐	9. 市町村ごとに取り組みの状況や支援ニーズが異なるため、それぞれの地域の実情に応じた支援が難しい
☐	10. 地方分権等の観点から、都道府県が市町村職員の人材育成を行うことについて限界がある
☐	11. その他(具体的に：)
<課題意識の具体的内容等についてお書きください>	

問11. 職員研修やネットワークづくり等を通じて地域包括ケアの推進に向けた市町村職員の人材育成を行うにあたり、実施してほしい都道府県への支援内容についてご回答ください。(あてはまるもの全て)

☐	1. (研修等の場での) 厚生労働省による制度や政策についての解説・助言
☐	2. (研修等の場での) 学識者・有識者による制度や政策についての解説・助言
☐	3. 研修実施のためのプログラム案や運用ノウハウ等についての情報提供
☐	4. 市町村のネットワークづくり等を行うためのノウハウ等についての情報提供
☐	5. 他都道府県の取組内容等についての情報提供
☐	6. その他(具体的に:)
<より具体的に求める支援内容があればお書きください>	

問12. 地域包括ケアの推進に向けて、貴都道府県として今後各地域の地方厚生局に対して期待する支援内容をお教えてください。

--